

今月の税務トピックス (ストック・オプション税制の見直し)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

はじめに

特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（いわゆるストック・オプション税制）は、手元にキャッシュが乏しいスタートアップ企業にとって、人材を確保するための有効な手段となっています。

令和5年度税制改正では、スタートアップ企業の創業からIPO（株を投資家に売り出して証券取引所に上場し、誰でも株取引ができるようにすること）までの年数の平均が12年超で推移しており、その事業展開を後押しする観点から、ストック・オプション税制の見直しが行われました。

本稿では、見直されたストック・オプション税制の概要とその実務上の留意点について解説します。

I 制度の概要

ストック・オプションとは、株式会社等が自社又は子会社の取締役、執行役、使用人（一定の大口株主等を除く。以下「取締役等」といいます。）若しくは権利承継相続人又はその株式会社の特定従事者等に対して付与する自社株式を一定の期間内にあらかじめ定められた権利行使の日における価額で購入することができる権利とされます。このストック・オプション等については、ストック・オプション税制の適用を受けて取得する「税制適格ストック・オプション」とその適用を受けないで取得する「税制非適格ストック・オプション」に区分されています。

II 令和5年度税制改正

1 権利行使期間の上限の延長

ストック・オプション税制の適用対象となる新株予約権に係る契約を締結した株式会社が、次に掲げる要件を満たすもの（いわゆるスタートアップ企業）である場合には、その新株予約権の行使は、付与決議の日後15年（改正前：10年）を経過する日までの間に行わなければならないこととされ、権利行使の期間が延長されました（措法29の2①一、措規11の3①）。

- ① 株式会社が、付与決議の日においてその設立の日以後の期間が5年未満であること。
- ② 株式会社が、付与決議の日において金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買登録銘柄として登録されている株

式を発行する会社以外の会社であること。

2 調書の記載事項の追加

上記1の改正に伴い、「特定新株予約権の付与に関する調書」について、その新株予約権の行使が付与決議の日後10年を経過する日の翌日以後の日までの間に行わなければならないこととされている場合には、その株式会社の設立の年月日を記載することとされました（措規別表第6(1)）。

3 適用関係

- ① 上記1の改正は、取締役等又は特定従事者が令和5年4月1日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる特定新株予約権に係る株式について適用され、取締役等又は特定従事者が同日前に行われた付与決議に基づき締結された契約により与えられる特定新株予約権に係る株式については、なお従前の例によります（令和5年改正法附則31）。
- ② 上記2の改正は、特定新株予約権でその付与をした日が令和5年4月1日以後であるものについて適用され、特定新株予約権でその付与をした日が同日前であるものについては、なお従前の例によります（令和5年改正措規附則13①④）。

おわりに

新しい資本主義実現会議のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日）における「スタートアップ育成5か年計画」では、創業数と創業規模の両面でわが国のスタートアップの成長を促すため、スタートアップへの投資額を、現在の8,000億円規模から、5年後に10倍を超える規模（10兆円規模）とすること、ユニコーンを100社、スタートアップを10万社創出することなど大きな目標が掲げられています。

令和5年度税制改正により、事業化に時間を要するディープテック（具体例：ロボティクス、半導体技術、量子コンピュータ、新素材、二次電池及びバイオテクノロジーなどの差別化された高度な科学・エンジニアリング技術分野）又は海外展開等を積極的に行うため未上場期間を長く取り大きな成長を目指すスタートアップ企業における人材確保に実現に寄与することが期待されます。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。